

令和3年第10回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和3年11月24日（水）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分			議 長	進 藤 貴 一	
		閉 会	午前 9時25分			議 長	進 藤 貴 一	
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	江 原 健 治		出席	5	神 田 潔		出席
	6	小 野 田 憲 司		出席	6	小 林 一 夫		出席
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好		出席
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清		出席
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	安 藤 富司夫		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		23名
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		0名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課		
事務局		事務局長	佐々木 雅美			局長補佐	本村 剛士	
		主査	大塚 一隆			主任	安藤 寛子	
		主任	塩村 孝太郎					
説明員		主査	大塚 一隆			主任	安藤 寛子	
		主任	塩村 孝太郎			農政課	新井 和久	
		農政課	大寫 康正					
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から令和3年第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中14名、推進委員9名中9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時05分】
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第10回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に大山委員、安藤委員を指名いたします。
<u>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第1 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は 2 件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1 につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積128.03a、農業従事日数は365日、農業従事者は3人、農機具については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。 そのため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号2 につきましては、集積に伴う代替地取得のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積187.24a、農業従事日

	数は２００日、農業従事者は４人、農機具については、耕耘機１台、トラクター１台、噴霧機１台、脱穀機１台、リヤカー１台、田植機１台を所有しています。 そのため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第２９号 番号１ 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、１１月１６日に現地を確認しました。現地案内図は１ページです。 現在、申請地は農地と使用されており、譲受人も農機具を所有しており所有する農地は全て耕作しております。については今後も耕作されると判断しましたのでよろしくお願いいたします。
議長	続きまして番号２から６の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第２９号 番号２、３、４、５、６の農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、１１月１７日に現地を確認しました。また、１１月１８日に事務局職員と譲受人宅へ訪問し、確認作業をいたしました。 現在、申請地は農地として使用されております。譲受人について耕作機械も事務局説明のとおり各種所有しております。また、所有する農地は適切に管理、また、耕作されております。譲受人に状況を確認したところ、家族でこれからも耕作すると話しておりました。従いまして今後も耕作されると判断されます。以上で報告を終わりにさせていただきます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第２９号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第３０号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第２ 議案第３０号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第３０号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見についま

事務局	して、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。 総会資料の 4 ページ目をご覧ください 番号 1 につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、駐車場として一時的な期間転用するための申請です。 譲受人につきましては、電気事業を営んでおり、鉄塔設備の強化工事に伴い、既存駐車場を仮設鉄塔の設置箇所とするため、代替地として工事期間中のみ一時的に駐車場を確保するために申請がなされたものです。 農地区分につきましては、農用地区域内の農地と判断されますが、一時的な利用に供するためであり、目的達成に必要な農地と認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれもないため、農地法の不許可の例外により転用可能となります。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案 30 号 番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、11 月 17 日に現地を確認しました。現地案内図は 3 ページです。 現地につきましては、県道岩槻幸手線より西側に 100 m 程入った所で、付近に会社があります。また、農地として管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 30 号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第 31 号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第 3 議案第 31 号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 [農政課担当職員、事務局席へ移動]

議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。												
農政課	議案第31号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、 10月4日（月）から10月15日（金）までの10日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、 <table><tr><td>新規設定件数</td><td>18件、筆数</td><td>41筆、面積</td><td>34,930㎡</td></tr><tr><td>再設定件数</td><td>20件、筆数</td><td>22筆、面積</td><td>23,999㎡</td></tr><tr><td>合計件数</td><td>38件、合計筆数</td><td>63筆、合計面積</td><td>58,929㎡</td></tr></table> となっております。 計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和3年12月7日からとなります。 また、中間管理事業を通す利用権設定については、令和4年3月1日からとなります。 6ページ以降に、各利用権設定の詳細が記載されております。 内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。 農政課からの説明は、以上でございます。	新規設定件数	18件、筆数	41筆、面積	34,930㎡	再設定件数	20件、筆数	22筆、面積	23,999㎡	合計件数	38件、合計筆数	63筆、合計面積	58,929㎡
新規設定件数	18件、筆数	41筆、面積	34,930㎡										
再設定件数	20件、筆数	22筆、面積	23,999㎡										
合計件数	38件、合計筆数	63筆、合計面積	58,929㎡										
議長	説明が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、新規設定番号2を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]												
議長	質疑なしと認めます。												
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号2を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]												
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号2を除く案件については、原案のとおり決定します。												
議長	続きまして、〇〇委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [〇〇委員、一時退室]												
議長	新規設定番号2について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。												

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号２については、原案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号２については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。
	[〇〇委員、入室]
議長	以上をもちまして、議案第第２９号から第３１号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１号第８号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項２ 農地法第５条第１号第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は １ 件でございます。 総会資料の１３ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、住宅敷のための転用です。 協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は ４ 件でございます。 総会資料の１４から１５ページ目を御覧願います。 番号１、２、４につきましては、住宅敷のための転用です。 番号３につきましては、駐車場敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について ございま

事務局	すが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 16 ページから 17 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、令和 3 年 10 月 13 日に届出があり、令和 3 年 10 月 31 日に解約となったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	解約の理由を教えてください。
事務局	解約の理由としましては、耕作条件が難しいということで、解約になったということです。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 その他 について でございますが、 ○農業委員活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地改良等現地パトロールについて ・12月 7日 進藤委員・大山地区推進委員 ・12月 21日 江口委員・大山委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・12月 24日（金）午前 9 時 ・議事録署名委員の大山委員、安藤委員 の両委員は来月印鑑をお願いします。 以上で、協議報告事項 4 その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 [質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

委員	協議事項その他として、議長へ報告させていただきたいことがあります。 今年の６月に申請がありました、議案第１２号の件で私が報告して許可を得た訳ですが、近況の状況が判りましたので、写真をもって事後報告とし、議長へ提出をさせていただきます。 ８月だったと記憶しているのですが、この地区は水に対して非常に水の流れが悪かった所です。ですから、消防団でもＵ字溝清掃や、バキュームで対応したところ です。また、流速を早める為にＵ字溝の用排水を設置しましたがだめでしたので、ポンプによる強制排水により対策をしてきたところです。 私も地区の皆さんとお話をしながら対策を進めてきたところです。 この１２号案件の後、東側に開発行為が７、８件予定されていると事務局から伺 っております。同じ開発が進むと東側の土地がかなり高くなる。流速計算をすると、私の心配事が増える。 現在の写真を事後報告としますが、確かに田園都市構想や都市計画法が改正され、今後５号の案件が増えると思われるので、このような圃場案件については農業委員 の慎重な対応をお願いしたい。 そしてここで気がついたのですが、開発当初から道路の反対側に遊水地として整備されていたところがあるのですが、１２０坪だと思います。そこが今埋め立てら れている状況です。私が仕事としてやらなければならないのですが、なぜこの遊水 地が、私の想像ですが、開発行為をするということで、行政指導で遊水地を作った と思うのです。ですからその所有権というのは地区の皆さんが持っているのか、誰 が地権者かは分かりません。 ですからその経緯を今日、担当課へ調査しに行きたいと思います。ですので、議 長に対して早退を要求いたします。 そして執行部の皆さんに聞きたいのですが、申請のあった北の方はかなり雑草が 生い茂っています。近くに集落が約７０世帯あると思いますが、これからの乾燥期 に大分危険な状態ですので、できれば行政の方から雑草の駆除を優先していただき たい。 この写真を見れば判りますがこれからの乾燥期に至ってはかなり危険な状態と考 えられます。 あと執行部に２点だけお願いしたいとおもいますが、今、県のほうから技官が出 向されていると思いますが。
局長	建築課長が県のほうから出向しております。 開発や建築確認の事務を司っています。以前は技官でしたが、今は建築課長として 出向しております。
委員	分かりました。ぜひこれからの農業委員会 of 更なる発展を願って議長へこれをお 持ちしたいと思います。
議長	分かりました。確にお預かりしました。私も詳しいことは分からないので、事務 局と相談のうえ、皆さんに報告できるようにしたいと思います。皆さん、よろしい ですか。よろしくお願いします。

委員	議長の方へは通告ですから。 一つ申し遅れておりましたが、農業委員会の会議においては、議事録、会議録を作っていないということなので、今の間答のやりとりは録音させていただきましたのでよしに願います。
議長	＊補足説明：議事録は作成しており、ホームページ上でも公開しております。 内容説明が終了しました。全体を通しまして皆さん御意見・御質疑等ございませんか。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前９時３５分】